

教保体第1029-1号
令和4年9月27日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

全数届出見直しに伴う陽性者登録窓口への登録について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年9月21日付け感対第846-8号により保健医療部感染症対策課長から「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（周知）」について通知がありました。

今般、感染症法に基づく全数届出が見直され、令和4年9月26日より全国一律で療養の考え方を転換し、全数届出を見直すこととされました。これにより感染症法上の発生届の対象を重症化リスクの高い65歳以上の者や入院を要する者などに限定し、保健医療体制の強化、重点化を進め、発生届の対象外となる若い軽症等者等が陽性となった場合には、自ら陽性者登録窓口（健康フォローアップセンター）に連絡して、自宅で療養することとされました。

児童生徒については、下記1の者を除き発生届の対象外となり、原則、自宅療養することとなりますが、療養期間中の体調に関する相談、体調急変時の対応やパルスオキシメーター（血中酸素飽和度（SpO₂）測定器）の貸与等の支援を受けるためには、県が設置する「陽性者登録窓口」に登録する必要があります。

つきましては、児童生徒が陽性になった場合には、その健康や命を守るためにも、別添リーフレットを活用し、「陽性者登録窓口」へ登録するよう周知をお願いします。

「陽性者登録窓口」へ登録することにより健康観察等を行う HER-SYS の ID が付番されます。

なお、県外在住の児童生徒については、住所地の地方公共団体の運用に従うこととなることに御留意ください。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等への周知をお願いします。

記

1 発生届の対象

- (1) 65歳以上の者

- (2) 入院を要する者
- (3) 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者
- (4) 妊婦

2 診療・医療機関の受診等

- (1) 発熱など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を発症した際には、原則、診療・検査医療機関を受診し、陽性の場合には、「陽性者登録窓口」に登録し、自宅療養を開始します。
- (2) 症状が軽い場合など、自宅で速やかな療養開始を希望する者は、抗原定性検査キットで自己検査を実施し、陽性の場合には、次の窓口で陽性の登録を行い自宅療養を開始します。
 - ア オンライン診療（診療・検査医療機関）を受診し、「陽性者登録窓口」に登録
 - イ オンライン診療を受診しない時は「検査確定診断登録窓口※」に登録（「陽性者登録窓口」への登録を兼ねる。）
 - ※「検査確定診断登録窓口」を利用できる対象者は、埼玉県内に居住の16歳以上50歳未満となっていることから、16歳未満の児童生徒は診療・検査医療機関（オンライン診療を含む。）を受診することとなります。

3 陽性者登録の方法

医療機関の受診の有無により、登録する窓口（入口ボタン）や予め用意するものが異なるため、次の県ホームページ「新型コロナ陽性者登録」を事前に十分確認の上、手続きを行ってください。

【県ホームページ】「新型コロナ陽性者登録」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/youseisya-touroku.html>

4 健康観察及び体調急変時の対応

- (1) 「陽性者登録窓口」へ登録すると健康観察等を行う HER-SYS の ID が送付されます。
- (2) 送付された HER-SYS ID で My HER-SYS の初回登録を行い、体温や血中酸素飽和度 (SpO₂) 等をできるだけ記録し、自身の健康観察を実施することで、体調の変化を早期に認識できるようにします。
- (3) 登録後、体調が急変した際などは、「陽性者相談窓口」（登録時に電話番号が知らされる）に連絡してください。体調悪化がひどい場合には、119番通報してください。

5 抗原定性検査キット

抗原定性検査キットには、国の承認が得られていない「研究用」があり、検査性能が保証されていないため、上記窓口等で利用できません。使用する抗原定性検査キットが薬事承認されたキットであり、「体外診断用医薬品」であるか予め確認してください。

なお、一部の新型コロナウイルス抗原定性検査キットは、一般用抗原検査キット

(OTC)として承認され、令和4年8月24日以降、インターネットでも購入が可能となりました。

【厚生労働省ホームページ】新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

【厚生労働省ホームページ】新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

6 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者

診療・検査医療機関を受診し陽性となった者（発生届対象者）及び「陽性者登録窓口」又は「検査確定診断登録窓口」に登録し陽性が確定した者（発生届対象外の者）に係る濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについては、従前どおり変更ありません。

7 添付資料

- (1) リーフレット「自分の健康・命を守るため陽性者登録窓口へ登録しよう」
- (2) 令和4年9月21日付け感対第846－8号保健医療部感染症対策課長通知
「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（周知）」
- (3) 令和4年9月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの適正な選択に関するリーフレットについて」

担 当：県立学校部保健体育課健康教育・学校安全担当 脇田・龍野 電 話：048-830-6963 E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp
--